

第二条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を次の表のように改正する。

改正後

(趣旨)

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法第七十二条の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に應じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一〜九 (略)

十 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第一項（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第十九条、第二百五条及び第二百六条）において準用する場合を含む。）、第九条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第十九条、第二百五条、第九十一条、第二百五条、第二百六条）において準用する場合を含む。）、第二十三条第三号及び第四号、第二十五条、第三十条の二（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第十九条、第二百六条）、第四百零九条の十三において準用する場合を含む。）、第二十三条第三号及び第四号、第二十五条、第三十条の二（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第十九条、第二百六条）において準用する場合を含む。）、第二百五十五条（第二百五十五条の十二）において準用する場合を含む。）、第二百九十二条、第九十二条の十二、第二百五条及び第二百六条において準用する場合を含む。）、第三十一条第三項（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条及び第二百六条）において準用する場合を含む。）、第三十三条（第五十四条、第七十四条、第

改正前

(趣旨)

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法第七十二条の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に應じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一〜九 (略)

十 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第一項（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第十九条、第二百五条及び第二百六条）において準用する場合を含む。）、第九条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第十九条、第二百五条、第二百六条）において準用する場合を含む。）、第二十三条第三号及び第四号、第二十五条、第三十条の二（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第十九条、第二百六条）において準用する場合を含む。）、第二百五十五条（第二百五十五条の十二）において準用する場合を含む。）、第二百九十二条、第九十二条の十二、第二百五条及び第二百六条において準用する場合を含む。）、第三十一条第三項（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条及び第二百六条）において準用する場合を含む。）、第三十三条（第五十四条、第七十四条、第

(傍線部分は改正部分)

第四項から第六項まで、第四百四十八条（第五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第五百十条第六項、第五百五条の六第六項から第八項まで、第五百五十五条の七第七項、第七百七十八条第一項から第三項まで、第七百七十九条第一項（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）及び第二項（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第八百八十三条第四項から第六項まで（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第九百九十二条の七第一項から第三項まで、第九百九十九条第六号及び第七号、第二百三条第六項並びに第二百十四条第六号及び第七号の規定による基準

十一・十二（略）

（管理者）

第六十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3（略）

（指定訪問看護の具体的取扱方針）

第六十八条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二（略）

三 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録

第七百七十八条第一項から第三項まで、第七百七十九条第一項（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）及び第二項（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第八百八十三条第四項から第六項まで（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第九百九十二条の七第一項から第三項まで、第九百九十九条第六号及び第七号、第二百三条第六項並びに第二百十四条第六号及び第七号の規定による基準

十一・十二（略）

（管理者）

第六十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3（略）

（指定訪問看護の具体的取扱方針）

第六十八条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二（略）

（新設）

（新設）

しななければならない。
五〇七 (略)

(記録の整備)

第七十三条の二 (略)

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に
関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間
保存しなければならない。

一〇三 (略)

四 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した
具体的なサービスの内容等の記録

五 第六十八条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間
、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の
記録

六 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通
知に係る記録

七 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の
内容等の記録

八 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の
状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規
定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされ
た介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護
老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平
成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」とい
う。)第二条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に

三〇五 (略)

(記録の整備)

第七十三条の二 (略)

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に
関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間
保存しなければならない。

一〇三 (略)

四 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具
体的なサービスの内容等の記録

(新設)

五 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知
に係る記録

六 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内
容等の記録

七 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状
況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数)

第七十六条 (略)

2 (略)

(新設)

関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院基準」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4) 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第七十八条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第八十条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五〇七 (略)

（訪問リハビリテーション計画の作成）

3) 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第七十八条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第八十条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

三〇五 (略)

（訪問リハビリテーション計画の作成）

第八十一条 (略)

2・3 (略)

4| 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5| (略)

6| 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百十五条第一項から第五項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第八十二条の二 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第八十条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記

第八十一条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4| (略)

5| 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百十五条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第八十二条の二 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

録

- 四 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第八十九条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一〜三 (略)

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

五 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

六〜九 (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五〜九 (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針

三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第八十九条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一〜三 (略)

(新設)

(新設)

四〜七 (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

三〜七 (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針

は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五・六 (略)

(記録の整備)

第九十条の二 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 第八十九条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数)

第百十一条 (略)

2・3 (略)

は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

三・四 (略)

(記録の整備)

第九十条の二 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

二 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

三 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数)

第百十一条 (略)

2・3 (略)

4| 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第二条又は介護医療院基準第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5| 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第一百七条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)
第百十四条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。
- 四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 五・六 (略)

(通所リハビリテーション計画の作成)
第百十五条 (略)
2・3 (略)
4| 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関

(新設)

4| 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第一百七条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)
第百十四条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一・二 (略)
- (新設)
- (新設)
- 三・四 (略)

(通所リハビリテーション計画の作成)
第百十五条 (略)
2・3 (略)
(新設)

から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5| 5| 6| (略)

7| 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十一条第一項から第五項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第五項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第百十八条の二 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第百十四条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内

4| 5| 6| (略)

6| 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十一条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第百十八条の二 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内

内容等の記録

六 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備に関する基準)

第四百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設基準第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

二・三 (略)

四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院基準第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百五十五条の四及び第百五十五条の十一において同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

2・3 (略)

容等の記録

五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備に関する基準)

第四百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

二・三 (略)

四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百五十五条の四及び第百五十五条の十一において同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

2・3 (略)